

改正戸籍法の施行に伴う証明書発行等の手続きについて

戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第 17 号)が令和元年 5 月 24 日に成立し、今後施行予定とされております。

つきましては、国(法務省)と市区町村の戸籍システム連携により、戸籍謄抄本の証明書発行等の手続きの簡略化や、利便性の向上が図られる見込みとなっておりますので、ご報告いたします。

(1) 提出が省略できるもの

- ・市区町村窓口での戸籍届出(婚姻届・分籍届・転籍届等)の際、戸籍謄抄本の提出不要化

(各種社会保障手続きで、マイナンバー制度を利用した戸籍謄抄本の提出不用化は、国のシステム構築後においてサービス開始される予定)

(2) 広域交付ができるもの

- ・本籍地以外の市区町村窓口での戸籍謄本の発行
- ・戸籍電子証明書の発行(宇治市手数料条例改正が必要)

戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 1 件あたり手数料 400 円

除籍電子証明書提供用識別符号の発行 1 件あたり手数料 700 円

(新たに証明手数料を設定。国のシステム構築後において利用が可能)

(3) 開始予定日

令和 6 年 3 月 1 日から開始予定。

国からの政令が出され次第、令和 5 年 12 月定例会に宇治市手数料条例改正議案を提案予定。